また、在留資格「特定技能」については、2027年４月から１号特定技能外国人支援計画に係る支援の実施の委託先を登録支援機関に限定するほか、登録支援機関の登録要件の厳格化や、特定技能２号に日本語要件を追加するなど、特定技能制度の適正化を図っているところ、運用開始に向けた準備を進めるとともに、登録支援機関の活動状況に関する事後的な調査に向けた必要な体制整備に取り組む。

在留諸申請の審査においては、標準処理期間内の処理を励行するとともに、より厳正な審査に向け、特定技能評価試験等の合格証明書の偽変造防止のための更なる措置を講じていく。

ウ　永住許可制度の適正化等

「永住者」の在留資格取消しに関しては、2024年の入管法改正の法案審議における衆議院・参議院の附帯決議で「具体的な事例についてのガイドラインを作成し周知するなど、特に慎重な運用に努めること」とされている。取消事由該当性の判断要素をできる限り明確化するため、ガイドラインにおいて「永住者」の在留資格を取り消すことが想定される具体的事例等を列挙することで、取消処分に対する予見可能性・透明性をより高めていく。在留資格取消手続については、対象となる外国人及びその家族にもたらす影響の重大性に鑑み、適正手続が十分保障されたものとなるよう適切な運用を図る。また、国又は地方公共団体の職員による通報規定については、制度趣旨に則った実効性のある形で安定的に機能するように取り組んでいく。

加えて、許可までの在留資格・在留年数などの状況を調査し、審査の厳格な運用を行うとともに許可の在り方を検討（在留資格「特定技能」から在留資格「永住者」に移行していく可能性を踏まえた検討を含む。）の上、必要な措置を講じる。

さらに、許可の前提として、永住者が法令等の義務に違反することなく、社会に適応し安定的に生活できる環境を整備すべく、一定水準以上の日本語能力を有していることや、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの受講を条件とすることのほか、永住許可制度の趣旨を踏まえた独立生計要件や国益要件の見直しなども含めて検討していく。

また、施行状況を踏まえて、必要が生じた場合には、取消事由の範囲を拡大することなど、更なる検討を進める。

エ　上陸許可基準の見直しの検討等

在留資格「経営・管理」については、上陸許可基準の見直しにより改善を図ったところであるが、引き続き事業実態に疑いが持たれる事案に対しては、実態調査等を行うことで厳格な審査を実施し、処分するよう取り組む。また、厳格な在留審査等の実現に向けて、国税の納税義務の違反があった在留外国人について、国税庁から出入国在留管理庁への情報提供の対象範囲を拡充するとともに、出入国在留管理庁が保有する情報について、効果的・効率的な情報連携を実施する。今後、こうした実態調査や公租公課の履行状況等を踏まえて在留中の者の事業実態の把握に努めるとともに、許可基準の改正後の運用状況を踏まえ、必要な場合には、改善に向けた更なる方策を講じていく。

在留資格「特定活動」についても、運用状況を精査するなどした上で、制度の在り方を検討していく。

在留資格「高度専門職」等については、その制度目的を達成するため、受入れによる我が国の産業、労働市場の発展・効率性向上への影響等を検証した上で、当該在留資格のポイント加算項目等について、その制度趣旨に沿った人材を認定するための指標としての妥当性や関係政策との整合性、人材獲得を促進するルートや企業・業界のニーズ、項目の活用実態も踏まえつつ、年収基準等や項目自体の内容、配点やその比重も含めて必要な見直しを行う。また、高度外国人材の受入れを更に促進するためには、在留関係手続にかかる審査期間の短縮に加えて日本国内の企業に関する情報や労働条件の周知も必要と考えられるため、審査の迅速化、優秀な外国人材に届くような広報活動の強化に向けて取り組んでいく。

オ　育成就労制度の運用開始に向けた準備等

2024年６月に創設した育成就労制度について、2027年４月の運用開始に向け引き続き関係省庁と必要な準備を進めていく。具体的には、育成就労実施者等の指導・監督や育成就労外国人等の支援・保護業務や相談援助業務を適切に行えるよう、外国人育成就労機構を含め必要な人的・物的体制整備に取り組むほか、悪質な送出機関や監理支援機関の排除を徹底していくための取組として送出国政府との二国間取決め（ＭＯＣ）作成に係る協議等を引き続き進める。

育成就労制度の運用が開始された後は、人手不足の地域で人材確保が適切に行われ、地域経済の活性化等に資するよう、地域産業政策の観点から、地域協議会の設置・活用や地方公共団体の地域協議会への積極的な関与を促しつつ、受入れ環境の整備等を進めるとともに、地方の受入れ機関への配慮施策も着実に実施する。

また、特定技能制度とともに、受入れ状況や転籍状況等を継続的かつ的確に把握した上で、受入れの停止や受入れ見込数の再設定等の対応を不断に検討し、適正な運用を行っていく。

カ　特定在留カード等の運用開始

我が国に在留する外国人にとっての更なる利便性向上と行政運営の効率化を図るため、在留カード等とマイナンバーカードを一体化した「特定在留カード等」を2026年６月に運用開始した。

これまで、マイナンバーカードを所持している中長期在留者は、在留カードに係る手続を地方出入国在留管理官署で、マイナンバーカードに係る手続は市区町村でそれぞれ行う必要があったところ、今後、マイナンバーカード機能が付加された特定在留カードの交付を受けた場合には、別途、市区町村の窓口に赴き、マイナンバーカードに関する手続を行う必要はなくなることとなる。

今後は、全ての在留外国人が原則として特定在留カード等を取得するための方策として、オンライン申請へのシステム改修の対応等を検討する。併せて、受入れ機関（所属機関、学校等）の責務において受け入れた外国人にマイナンバーカードを取得させる取組についても検討し、受入れ機関に属さない在留資格をもって在留する外国人についても、同様にマイナンバーカードを取得するための取組について検討した上で、必要な取組を行っていく。

3　外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた外国人の受入れ環境整備

(1)　これまでの主な取組

政府においては、前述のとおり、外国人との共生社会の実現に向けて、2018年12月、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において総合的対応策を決定し、毎年改訂を重ねながら内容の充実を図ってきたところ、2026年１月には、「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」において、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」が新たに取りまとめられた。また、2022年６月に、我が国の目指すべき外国人との共生社会のビジョン及びその実現に向けて取り組むべき中長期的な課題等を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）を決定し、これについては、施策の着実な実施を図るため、実施状況について、有識者の意見を聴きつつ、毎年点検を行い、進捗の確認を行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行っている。

こうしたロードマップ及び総合的対応策を踏まえ、出入国在留管理庁においては、外国人との共生社会に向けた具体的な取組として、以下のような取組を実施してきた。

- 地方出入国在留管理官署に配置する受入環境調整担当官について、地方公共団体の要望を踏まえ、相談窓口に相談員として派遣するほか、相談業務に従事する地方公共団体職員に対する情報提供や研修等を実施
- 在留外国人からの相談に対応するため、地方出入国在留管理官署と地方公共団体が連携・協力して合同相談会を実施